

## 平成24年度 第4回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	平成24年7月25日(水)		開 催 場 所	役場第2会議室	
招 集 日 時	開 会	平成24年 7月25日 午後2時30分			
出 席 委 員	閉 会	平成24年 7月25日 午後5時 分			
	①	大 城 豊 喜	⑦	田 港 朝 茂	
	②	米 須 清 和	⑧	玉 城 卓	
	③	神 谷 正	⑨	金 城 輝	
	④	金 城 一 智	⑩	眞栄田 昇	
	⑤	糸 洲 朝 秀	⑪	與那嶺 満	
	⑥	山 城 力			
欠 席 委 員 番 号	⑧	玉 城 卓			
議 事 録 署 名 委 員	⑥	山 城 力	⑪	與那嶺 満	

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成24年度第4回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>⑧番 玉城 卓(たましろ すぐる)委員より欠席の届出がありました。出席委員は10名出席しており、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。まず(日程第1)の、書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には澤岷 亜有子（たくし あゆこ）さん、議事録署名委員には、⑥番 山城 力（やましろ つとむ）委員、⑪番 與那嶺 満（よなみね みつる）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	（日程第2）会期の決定について、本総会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、異議ございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定しました。
議 長 （日程第3）	（日程第3）諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告）
議 長 （日程第4）	<p>議案の宣告をいたします。</p> <p>議案第22号 農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて</p> <p>議案第23号 農地法第5条許可に関する許可地の取消し願いについて</p> <p>議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第25号 農用地利用集積計画の意見決定について</p> <p>議案第26号 非農地証明願いについて</p> <p>議案第27号 下限面積（別段の面積）の設定について</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、ただいまより議案第22号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私の方から議案第22号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」説明いたします。</p> <p>お手元の資料1ページをお開き下さい。</p> <p>（議案書に基づいて、買受適格証明願いの内容を説明）</p> <p>今回の議案第22号につきましては、買受適格証明願いの承認及び附帯決議事項の承認を得るものです。申請書類等の内容審査において、</p>

		農地法第3条第2項各号には該当しないため、証明要件を満たしていると考え、買受適格証明者と判断してよいと思われます。 以上です。
議	長	ただ今、議案第22号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	議案第22号について異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、議案第22号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」は、原案通り可決決定いたします。  続きまして、本日提案された議案第23号から第27号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが13件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩いたします。
事	務	局
		休憩（現地調査） 午後2時50分 再開 午後4時20分
議	長	休憩前に引き続き再開します。 ただいまより議案第23号「農地法第5条許可に関する許可地の取消し願いについて」、事務局より説明をお願いします。
事	務	局
		それでは私の方から議案第23号「農地法第5条許可に関する許可地の取消し願いについて」説明いたします。 お手元の資料2ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、許可取消しの内容を説明) 以上です。
議	長	議案第23号について異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、議案第 2 3 号「農地法第 5 条許可に関する許可地の取消し願いについて」は原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第 2 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 3 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、5 条許可申請の内容を説明) 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第 2 4 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第 2 4 号について異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第 2 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第 2 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 4 ページをお開き下さい。</p> <p>尚、今回は申請件数が多数あり、資料確認のため暫時休憩をお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは資料確認のため、休憩いたします。</p>
	<p>休憩 午後 4 時 2 5 分 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明)</p>

	再開 午後4時30分
議長	休憩前に引き続き再開します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	先ほど説明しました計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事はないと思われまます。 以上です。
議長	ただ今、議案第25号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第25号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第25号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第26号「非農地証明願いについて」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第26号「非農地証明願いについて」説明いたします。 お手元の資料ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明) 以上です。
議長	ただ今、議案第26号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第26号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>議案第26号「非農地証明願いについて」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第27号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第27号「下限面積（別段の面積）の設定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料ページをお開き下さい。</p> <p>（議案書に基づいて、下限面積の設定についての内容を説明）</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第27号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>（質疑なしの声あり）</p>
議 長	<p>議案第27号について異議ございませんか。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>
議 長	<p>議案第27号「下限面積（別段の面積）の設定について」は、異議なしと認め、現状通り下限面積を50アールと設定することを認めることといたします。</p>

議 長	これにて本日の日程はすべて終了しましたので、平成24年度第4回総会を閉会いたします。
	閉会時刻 午後 4時40分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印